

公正取引委員会における政策評価に関する基本計画改定(案)及び平成18年度公正取引委員会政策評価実施計画(案)に対する公正取引委員会政策評価委員の意見と計画への反映状況等

基本計画改定(案)の別紙で公正取引委員会の政策体系が示されているが、これに示された「審判手続」や「著作物再販制度の弾力的かつ適正運用」については、平成17年度において評価が実施されておらず、また、18年度の実施計画(案)にも載っていないが、これらは基本計画の対象期間の最終年度である19年度に評価を実施する予定なのか。また、政策体系に示された施策について、基本計画の対象期間の3年間で計画的に実施することになっているのであれば、3年間の政策評価の実施の全体像が分かるようにした方がよい。

(計画への反映状況等)

政策体系に掲げた施策については3年間で網羅的に政策評価を実施するものであり、「審判手続」や「著作物再販制度の弾力的かつ適正運用」については、現時点では、平成19年度に評価を実施する予定である。

基本計画の対象期間の3年間の政策評価の実施の全体像が分かるよう、平成18年度の実施計画において、政策体系に示した各施策の実施年度等を明示することとした。

基本計画改定(案)の政策体系の説明の中で、従来からの施策である「公共調達における競争環境の整備」については、公共調達における官のコンプライアンスのみならず、民間事業者のコンプライアンスも含む施策に範囲を拡大して「法令遵守意識の向上」と改めたとのことであるが、施策の対象範囲が広がり、公共調達の問題への取組が弱まってしまったかのような印象を受けてしまう。公共調達については、今、注目を集めており、平成18年度においても評価を実施してはどうか。

(計画への反映状況等)

「公共調達における競争環境の整備」については、平成17年度において総合評価を実施したところである。

「法令遵守意識の向上」については、平成18年度から成果重視事業として取り組むものであり、19年度以降に公共調達部門での取組はもちろん、民間部門についても評価を実施することを予定している。

「独占禁止法違反行為に対する措置」の政策効果の把握のための指標の性格は、大別すると「質」と「量」ということになるが、外部の者が政策評価の結果をみるとときには、まず、質的に効果があったのかというところに目が行き、それに量的なものがついてくると思われるので、評価書の取りまとめに当たっては、この点を意識してほしい。

(計画への反映状況等)

指摘の点も踏まえて評価書を取りまとめることとする。